

選挙人名簿抄本閲覧状況の公表について

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月1日

北方町選挙管理委員会委員長 石川 正行

申出者の氏名 <small>（申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称及び代表者又は管理人の氏名）</small>	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	備考
株式会社 中部タイム・エージェント 代表取締役 山本 隆志	「食品ロスに関する意識調査」の対象者抽出のため	令和7年5月15日	本巣郡北方町 北方中央投票区 北方西投票区 計2箇所	岐阜県岐阜市此花町 六丁目8番地	
読売新聞東京支社 編集局 世論調査部 調査部長 大田 健吾	政治・選挙に関する世論調査	令和7年10月30日	本巣郡北方町 北方中央投票区 計1箇所	東京都千代田区大手町1-7-1	